



平成 24 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ベ ス ト 電 器
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 野 浩 司
(コード番号 8 1 7 5 東証第 1 部、福証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 森 良 章
(TEL. 0 9 2 - 6 4 3 - 6 8 2 8)

当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、当社の企業価値の最大化のために、平成 19 年 5 月 24 日開催の第 54 期定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」といいます。）の導入につきご承認をいただき、平成 20 年 5 月 22 日開催の第 55 期定時株主総会、平成 21 年 5 月 28 日開催の第 56 期定時株主総会、平成 22 年 5 月 27 日開催の第 57 期定時株主総会および平成 23 年 5 月 26 日開催の第 58 期定時株主総会において、本対応策の継続につきご承認をいただいております。

本対応策の有効期限は、平成 24 年 5 月に開催予定の定時株主総会（以下、「平成 24 年定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされていることから、その後の情勢の変化等を踏まえ、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、平成 24 年 4 月 13 日開催の当社取締役会の承認により、平成 24 年定時株主総会におけるご承認を停止条件として、本対応策を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本対応策の継続につき平成 24 年定時株主総会においてご承認が得られた場合、本対応策は、かかるご承認があった日より改めて発効することとし、その有効期限は、平成 25 年 5 月に開催予定の定時株主総会の終結時となります。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。平成 24 年 2 月 29 日現在における当社の株式の状況は、別紙 1 のとおりです。

・ 本対応策継続の理由

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものです。したがって、当社の経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

一方、当社グループは、家電製品の小売業において、長年にわたって培ってきたノウハウにより顧客の支持を獲得してまいりました。それを実現するうえで当社グループが有する人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先と

の長期にわたる信頼関係が当社グループの事業活動の重要な基盤をなしております。当社としては、これらの経営基盤を長期的に継続していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

当社は、それらの経営基盤に立って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための様々な取組みを行ってまいりました。その一例として、平成19年9月20日に締結した株式会社ビックカメラとの業務・資本提携契約に基づき、平成21年4月に同社との共同出資（当社90%、株式会社ビックカメラ10%）により設立した株式会社B&Bの下で、株式会社ビックカメラとの提携効果の向上に取り組んでおります。

当社は、平成22年1月12日開催の当社取締役会において決議された「事業再構築計画」に基づき、(1) 不採算店舗の閉鎖、(2) 人事組織の見直し、(3) 不稼働資産の処分、並びに(4) さくらや事業の撤退および清算に関する取組みを、引き続き着実に進めてまいりました。「(1) 不採算店の閉鎖」に関しては、第57期以降昨期までに53店舗の不採算店の閉鎖を完了しております。「(2) 人事組織の見直し」に関しては、平成22年9月の早期退職優遇制度の実施に対し334名の応募があったのに加え、平成24年2月の同制度の実施に対し301名の応募があり、計635名の正社員の人員削減を行いました。「(3) 不稼働資産の処分」に関しては、これまでに36物件の不稼働資産を売却し、財務体質の改善を行いました。「(4) さくらや事業の撤退および清算」に関しては、平成23年8月に株式会社さくらやの清算が終了しております。

また、当社は、平成22年4月14日に策定しました「新中期経営計画」（以下、「本計画」といいます。）に基づいた政策につきましても、様々な取組みを進めております。例えば、商勢圏エリアを基準とした中大型以上の店舗戦略としては、ファミリー層を中心とする顧客を対象とした品揃えを充実させ、「安さ」と「専門性」を両立させた新スタイル店舗「B・B」を24店舗（昨年同時期）から52店舗に拡大いたしました。小商圏エリアを基準とした小型店戦略としては、少子高齢化に対応した「御用聞き」販促への転換、すなわち当社を長年にわたって支持していただいている固定客を中心に、訪問を主とした活動を展開する「御用聞き訪問」の営業戦略を導入した店舗を、2店舗（昨年同時期）から16店舗に拡大いたしました。

さらに、市場の成長の見込まれる環境ビジネス事業に関しては、スペシャリストの育成および専任者の増員等に取り組んだ結果、太陽光発電システムメーカーID取得件数は業界第1位となりました。環境配慮型製品の販売に特化したフランチャイズ店は、既に2店舗を展開しており、今後も推進してまいります。法人営業事業に関しては、「省エネソリューション」と「ITソリューション」に積極的に取り組み、事業規模の拡大を進めてまいりました。

当社といたしましては、上記のとおり、本計画を中心とした様々な取組みを着実に実行するとともに、本計画の3年目となる今期は、「商」：あきないの力（営業力強化と生産性向上）、「人」：ひとの力（人材の活性化と生産性向上）、「挑」：いどむ力（新たな成長分野への挑戦）、「集」：つどう力（グループ各社の連携強化）、「責」：せきを果たす力（企業としての社会的責任）からなる「ベスト電器グループを支える『5つの力（ちから）』」と題する具体的な施策に、「お客様が望むこと」を即実行するために従業員一人一人が自分にできること（「+1（プラスワン）」）

を加えた「5 つの力（ちから）+ 1（プラスワン）」を掲げ、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めてまいります。

当社が上記のような様々な取組みを続けていく中で、当社株式の買付け等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当該買付けが当社の経営基盤やこれまでの経営上の取組みに与える影響、当社株式の買付け等の提案をした者による買付け後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について、当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えております。しかしながら、当社株式の買付け等の提案の中には、当社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

・ 本対応策の内容

1. 大規模買付ルール導入の目的

当社取締役会は、上記 I に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為が行われる場合に、買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様が代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付ルールの導入を定めます。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。）をいい、大規模買付者とは、かかる買付行為を行う者をいいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

(ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含まず。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注 2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注 1 の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

(ii) 特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項または同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称および住所
設立準拠法
代表者の氏名
国内連絡先
提案する大規模買付行為の概容等

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後 5 営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対して

提供していただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりであり、その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

買付け等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその根拠を含みます。）

大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為後における当社および当社グループの経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

大規模買付行為に対する独占禁止法の適用可能性や、大規模買付行為の実行にあたりそれが支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。その他必要な監督官庁の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容および見込み。

本必要情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。なお、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請する場合、その都度、必要に応じて回答期限を設定することがあります。

提供していただくべき本必要情報のリストが当社取締役会から大規模買付者に対して最初に交付された日から起算して 60 日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下、「必要情報提供期間」といいます。）とし、本必要情報が十分に揃わない場合であっても必要情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに下記(3)において定める取締役会評価期間を開始するものとします。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく

延長要請があった場合には、当社取締役会は、必要に応じて 30 日間を限度に必要な情報提供期間を延長することができるものとします。この必要情報提供期間の満了までに大規模買付者が本必要情報の一部について提供しなかった事実およびその理由は、他の提供情報とともに、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

他方、当社取締役会は、必要情報提供期間満了前であっても、本必要情報が十分に提供されたと判断した場合には、直ちに必要情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。

当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、かかる事実を速やかに開示するとともに、当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、必要情報提供期間が満了または終了した後、60 日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または 90 日（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、当社取締役会が同意した場合を除き、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の意見を最大限に尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為に関し、以下のいずれかの類型に該当する行為等が意図されており、その結果、会社に回復し難い損害をもたらすおそれがあるなど、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合には、

例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行なっている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行なう目的で買収行為を行なっている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行なっている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行なっている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）に該当する等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を大規模買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを当該大規模買付者が意図している場合であっても、上記対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合に限って例外的に行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として上記対抗措置をとるようなことはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を保護することを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合がある

こと、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値など）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、本必要情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものであることを理由として例外的に対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会規程（別紙2をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注4）の中から選任します。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。

(4) 対抗措置の発動の手続

本対応策においては、上記(1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、および上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものであるかどうか等を十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

対抗措置を発動する場合において、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点でもっとも適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

なお、上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、新株予約権無償割当ての効力発生までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権無償割当てを中止する方法により、また、新株予約権無償割当ての効力発生後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(6) その他大規模買付ルールへの運用について

大規模買付ルールへの運用は、当社取締役会が適宜決定し行いますが、大規模買付者からの提供情報の十分性等、特に判断に透明性が求められる事項については、当社取締役会は、適宜独立委員会にその意見を求め、それを最大限に尊重するものとします。

4. 大規模買付ルールの有効期間、継続および廃止

本対応策の継続は、平成 24 年定時株主総会において出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の議決権の過半数のご賛同を得られた場合に発効するものとし、その有効期間は、平成 24 年定時株主総会の日から平成 25 年 5 月に開催予定の定時株主総会の終結時までとし、以降、本対応策の継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）について、定時株主総会での承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、株主総会における承認の趣旨の範囲内で、本対応策を修正する場合があります。

5. 補足説明

(1) 買収防衛策に関する指針等との整合性

本対応策は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に準拠し、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を

踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する実務・議論を十分に踏まえて設計されたものです。

(2) 独立委員会の委員

当社現社外監査役である篠原俊氏ならびに下川眞一氏と、前社外取締役である荒巻常幸氏がそれぞれ独立委員会の委員に就任しております（略歴につきましては、別紙4をご参照ください）。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が規定する有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立委員会の委員である当社社外監査役の篠原俊氏ならびに下川眞一氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(3) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提示し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

対抗措置の発動が株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行うこととした場合、当社は、当該新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告したうえで、当該基準日における株主の皆様が新株予約権の無償割当てをすることとなりますので、株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に株主として記載または記録される必要があり、また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。他方、当社が新株予約

権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することが可能となりますが、この場合、そのような当社株式の交付を行うために、振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合には、例外的に対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

以上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成 24 年 2 月 29 日現在)

1. 発行可能株式総数 350,000,000 株
2. 発行済株式総数 90,314,830 株
3. 株主数 10,071 名
4. 大株主 (上位 10 名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
株式会社ビックカメラ	13,577	15.03
株式会社ヤマダ電機	6,730	7.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,999	4.42
株式会社西日本シティ銀行	3,806	4.21
日本生命保険相互会社	2,718	3.01
第一生命保険株式会社	2,274	2.51
NECモバイルリング株式会社	2,000	2.21
財団法人北田奨学会記念財団	1,941	2.14
パナソニック株式会社	1,573	1.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,487	1.64

(注) 持株数の千株未満は切り捨てて表示しています。

以上

独立委員会規程

(目的)

第1条 当社は、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗処置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

(委員)

第2条 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。本規程における「社外有識者」とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれらに準ずる者をいう。社外有識者である委員は、就任にあたり、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結するものとする。

現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となったことがない者

現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者

企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行なう。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

(審議・勧告)

第3条 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告する。なお、独立委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または第三者（当社の役員を含む）の利益を図ることを目的してはならない。

大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定、ならびに対抗処置の実施または不実施

対抗処置の中止

①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

(助言)

第4条 独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士その他の外部の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。

(決議)

第5条 独立委員会の決議は、独立委員会の委員（ただし、当該決議について特別の利害関係を有する者は除く。以下同じ。）の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、独立委員会に委員のいずれかが事故その他やむを得ない事情により出席できない場合において、出席した委員の全員が同意するときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

(任期)

第6条 各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

(招集)

第7条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

(取締役の出席)

第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

(勧告理由の説明)

第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、総務部長が起案し、取締役会の決議による。

付 則

(施行日)

第11条 本規程は、平成19年5月24日より実施する。

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める新株予約権の無償割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める新株予約権の無償割当てに係る基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済み株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の委員の氏名・略歴

荒 卷 常 幸

(昭和14年生まれ)

昭和36年 福岡通商産業局入局
昭和43年 公正取引委員会事務局入局
平成4年 公正取引委員会事務局四国事務所長
平成7年 公正取引委員会事務局辞職
平成19年 当社取締役就任
平成19年 当社独立委員会委員就任 (現任)
平成21年 当社取締役退任

篠 原 俊

(昭和29年生まれ)

昭和52年 監査法人中央会計事務所入所
昭和57年 公認会計士篠原俊事務所開業 (現任)
平成19年 当社監査役就任 (現任)
平成19年 当社独立委員会委員就任 (現任)
平成19年 福岡リート投資法人監督役員 (現任)
平成22年 日本公認会計士協会北部九州会会長 (現任)
平成22年 三井松島産業株式会社取締役就任 (現任)
平成22年 日本公認会計士協会常務理事就任 (現任)

下 川 眞 一

(昭和10年生まれ)

昭和41年 司法書士開業 (現在に至る)
昭和58年 福岡県司法書士会理事
平成9年 日本司法書士会連合会副会長
平成13年 福岡県司法書士会会長
平成17年 日本司法書士会連合会相談役
平成19年 当社社外監査役 (現任)
平成20年 一般社団法人商業登記倶楽部 (東京) 代表理事・会長

以上